

モータースポーツマルチフィールド沖縄指定管理者公募に係る質疑に対する回答について

令和7年8月20日 時点

No	質疑内容	回答
1	①【1.申請団体の経営方針等に関する事項】 (4) 事業実績・経験について Q.運営施設とは、外部委託されている施設全般の事を指すのでしょうか。 自社所有の店舗等も含むのでしょうか。	モータースポーツマルチフィールド沖縄指定管理者募集要項P5で示す1.申請団体の経営方針等に関する事項(4) 事業実績・経験について 類似施設の事業実績、施設運営管理等の経験、実績があるかについて評価を行います。
2	②(5) 社会貢献活動の取組 Q.「社会貢献活動の取組」とは現在、弊社で取組んでいる活動を指すのか、マルチフィールド沖縄で取組むことを指すのかご教授頂きたい。	指定管理者として、モータースポーツマルチフィールド沖縄で行う社会貢献活動の取組を指しています。
3	③2024年度 マルチフィールド沖縄における、収支実績を頂きたい。	別紙①のとおり
4	④マルチフィールド沖縄内にある看板収入は、事業収入とみていいのでしょうか。	モータースポーツマルチフィールド沖縄の協賛金(看板収入)については、事業収入として見込まずにご提案ください。
5	⑤ネーミングライツの可能性はあるのでしょうか。	ネーミングライツについては、公の施設であることから、今後、市において実施する可能性があります。
6	⑥過去の年間利用実績をご教授頂きたい。(貸切り、イベント内容、来場者数など)	別紙②のとおり

7	⑦これまでのマルチフィールド沖縄における、障害者雇用の実績についてご教示頂きたい。	障がい者雇用の実績はありませんが、実績として就労支援事業所から物品購入を行っております。例えば、施設維持管理業務にあたって清掃や施設の草刈りなどの業務を就労支援事業所等に委託するなど、広く社会貢献活動に資する取り組みや公の施設として障害者雇用促進法推進に資する提案を評価します。
8	⑧ご提供頂いた「収支表」について以下の内容についてご教示頂きたい。 ・収入部 ④「施設損害共済金」の内容	施設損害共済金6,668千円は、令和4年度に施設への落雷被害が発生しナイター設備、放送設備の修繕等を行ったほか、令和5年度に台風による被害で階段手摺及び観客席の柵が折れ曲がり修繕を行っております。 本施設は全国市有物件災害共済会の保険に加入しており、天災に伴う修繕として認められたことから令和6年度に共済金の収入がありました。 また、令和6年度に避雷針設置工事を完了しております。
9	⑨ご提供頂いた「収支表」について以下の内容についてご教示頂きたい。 ・収入部 ⑤「協賛金」は看板収入の事でしょうか。	協賛金9,630千円は、モータースポーツマルチフィールド沖縄の協賛金（看板収入）となり、協賛金は市の収入となります。
10	⑩ご提供頂いた「収支表」について以下の内容についてご教示頂きたい。 ・支出部 「方面復旧工事」は定期的に行う必要があるのでしょうか。	法面復旧工事は定期的に行う想定はありません。 また、大規模な修繕については業務仕様書のP6に記載のとおり、1件当たり税込み100万円以上となる大規模修繕については、市で行うため、指定管理運営管理経費には含める必要はありません。
11	⑪周辺調査業務委託料を、毎年計上する必要があるか？	周辺調査業務委託料は毎年計上する必要はありません。

12	⑫業務仕様書4ページ下部に「施設の利用時間は、午前零時から24時までとする」とありますが、24時間体制（夜間含む）でスタッフを常駐すべきでしょうか	利用時間は午前零時から24時までとなっておりますが、これまでどおりガソリン・ディーゼル等を燃料とするエンジンを搭載する車両にて行われるモータースポーツ競技での利用については、9時から12時まで及び13時から16時までとなります。 夜間における施設管理については、スタッフ常駐による管理や、警備員の配置、機械警備による管理が想定されます。なお、現在の夜間警備については機械警備により施設管理を行っております。 管理の手法は問いませんが、施設の適正管理が必須条件となります。
13	⑬施設周辺での迷惑駐車防止対策として、来場者が多く見込まれる施設利用の際に シャトルバス運行に係る経費を施設側で負担しているが指定管理後は全額利用者（主催者）負担 という認識でよいのか？ また、バス会社への発注トラブルを避けるため、シャトルバス運行の手配も含め利用者で行ってもらう認識でよいのか？	シャトルバス運行に係る費用は施設利用者を想定しておりますが、利用料金と合わせた料金設定やプランとしてのご提案を頂くことも可能です。利用料金を定める協議の中で決定させていただきます。 また、シャトルバス手配についても、原則として施設利用者で行ってもらうこととしますが、施設の適正管理の観点から、バス会社の紹介などを行い、施設周辺で迷惑駐車や苦情等が発生しないよう利用者への説明を行って頂きます。
14	⑭施設周辺の臨時駐車場確保について、倉浜衛生施設組合や農民研修センターなどの利用申請 手続き等は利用者（主催者）に行ってもらう認識でよいのか？ また、臨時駐車場としての借用に係る利用料金は利用者（主催者）負担でよいのか？	臨時駐車場の利用申請等は原則利用者を想定しておりますが、施設の適正管理の観点から、施設周辺で迷惑駐車や苦情等が発生しないよう、利用者への説明を行って頂きます。 また、臨時駐車場の借用に係る費用も利用者負担を原則としますが、利用料金と合わせた料金設定やプランとしてのご提案を頂くことも可能です。利用料金を定める協議の中で決定させていただきます。

15	⑮モータースポーツマルチフィールド沖縄協賛看板制作費1,653千円については、その収入は市に帰属することから支出として見込まなくてもよいのか？	モータースポーツマルチフィールド沖縄協賛看板製作委託料については、指定管理の経費には含める必要はありません。
16	⑯自動販売機の収入については、自主事業として施設の利便性向上目的で設置し、収入としての認識でいいですか？	自主事業収入として見込んで問題ありません。
17	②職員駐車場の収入は、指定管理者決定後も市に帰属するという事で宜しいでしょうか？	職員駐車場の収入は市の収入となります。
18	⑰専用利用時のフィールド内のコース設営・撤去等の片づけについて有料化してもよいのか？ 有料化にあたって料金は自主事業収入として見込んでよいのか？	施設利用者の利便性向上を目的としたサービスの提供については、本市と協議の上、自主事業として行うことは可能です。 また、有料化に伴うサービスの提供については、自主事業収入として見込んで問題ありません。

19	⑱市主催・後援のイベントや教育機関、ハローワーク等はこれまでどおり減免という理解でよいのか？ 減免利用が大幅に増える見込みがあればご教授ください。 また、令和6年度中の減免実績についてご教授ください。	公の施設としてこれまでどおり、市主催、後援イベントや教育機関の利用、ハローワーク、警察の訓練などは公益性が認めれることから減免することを想定しております。 現時点で減免利用が大幅に増える見込みはありませんが、今後周辺地域との連携や教育機関との連携を進める方針ですので、減免利用が増える可能性があります。 令和6年度中の減免実績については、別紙3の通りとなります。
20	㉔施設利用者による備品破損は全額弁償請求という認識でよいのか？ また、弁償を拒否された場合は、備品の所有者である沖縄市の方で損害賠償請求等の対処するという認識でよいのか？	利用者に備品破損に係る弁償をして頂く認識で構いません。 弁償を拒否された場合の対処については、本市と協議の上で対処していくこととなります。